

(様式4)

【募集時】勤務条件明示書

所属名	一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会
雇用根拠	一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会定款第55条第2項
雇用期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
勤務場所	千葉市中央区中央4丁目13番10号 一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会
業務内容	互助会に関する業務補助
勤務時間	午前8時30分から午後4時45分まで
時間外勤務の有無	無し
休憩時間	正午から午後1時
週休日・休日	週1日(常務理事が定める) 及び土・日・「国民の祝日に関する法律」に定める休日・年末年始(12月29日から1月3日)
報酬等	1 報酬 月額188,400円 2 通勤手当 有 3 昇給 無 4 退職手当 無 5 賞与 有 期末手当の額: 期末手当基礎額(188,400 円)に支給率(6 月期・12 月期ともに 1.275/100) 及び在職期間別支給割合(30/100～100/100)を乗じて得た額 勤勉手当の額: 勤勉手当基礎額(188,400 円)に支給率(6 月期・12 月期ともに 1.075/100) 及び在職期間別支給割合(5/100～100/100)を乗じて得た額 ※期末・勤勉手当基礎額及び支給率は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。
社会保険	1 厚生年金保険(政府管掌) 2 健康保険(全国健康保険協会) 3 雇用保険
災害補償	労働者災害補償保険に加入
その他	千葉県公立学校教職員互助会職員に準じて服務規律が適用されます。 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務